平成２４年（フ）第３２８号
静岡県伊東市吉田643番地の３
債務者　江刺家　淳
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
愛知県一宮市あずら１丁目５番３号
債務者　山本　年見
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４９７号
京都府城陽市久世南垣内179番地の３　西田マンション101号
債務者　生田美智代（旧姓西置）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４２号
京都府宇治市小倉町神楽田３番地の３　白砂ビル２階Ｃ号
債務者　石井　辰也
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８３号
京都市南区東九条北烏丸町４番地
債務者　田中　洋子（旧姓舩槻）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８４２号
京都市伏見区三栖町３丁目823番地　栖龍荘２階404号室
債務者　千倉　磯男
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９０１号
京都市伏見区石田桜木３番地　住宅公団醍醐石田団地13―405
債務者　山本　一也
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９４２号
京都市伏見区瀬戸物町717番地　フラット717―301号
債務者　奥村　勇人
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３９号
京都市東山区今熊野池田町６―２　ヴィラ東山３Ｃ、住民票上の住所京都市東山区今熊野宝蔵町30番地11
債務者　バイシェルこと　髙田　純子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５２号
京都市山科区小山南溝町12番地６　メリーコンフォト102
債務者　武田　定男
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11番地
府営住宅向河原団地２棟203号
債務者　平野すまゑ
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
堺市南区庭代台３丁13番４―408号
債務者　半田　慎也
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０４号
堺市堺区中安井町１丁３番22号　ＯＢＣマンション501号室、前住所堺市堺区緑ヶ丘北町１丁１番３―403号
債務者　藤原　睦子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２１号
大阪府松原市天美我堂２丁目369番地　Ｂ棟101号
債務者　村田　明穂（旧姓森﨑）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６８号
大阪府南河内郡河南町大宝１丁目31番13号
債務者　片山　節子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９０４号
大阪府藤井寺市小山５丁目15番10号
債務者　脇　　裕次
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市上荒田町23番16号　永田コーポ501号
債務者　松下　裕二
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４７号
北海道登別市美園町２丁目17番地３
債務者　大槻　照子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係